



『源氏物語』における服飾一主として色目を中心にしてー

高橋, 七浦子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4846

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004846>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	高橋 七浦子
博士の専攻分野の名称	博士（学術）
学 位 記 番 号	博い第 4846 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	平成 21 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

『源氏物語』における服飾―主として色目を中心にして―

審 査 委 員

主 査	教 授	福長 進
	教 授	林原 純生
	教 授	市澤 哲

文学作品において、服飾表現とは基本的には服飾用語と色彩用語によって構成されている。服飾用語は、身に着ける物そのものずばりを指しているものことだ。仮に『平安時代の信仰と生活』『平安時代の容儀・服飾』の目次から拾い上げてみれば「単」「袴」「桂」「表着」「小桂」「細長」「唐衣」「裳」「相」「汗衫」「直衣」「狩衣」などがある。これらは、基本的には服の形や用途によっているもので、これらの用語そのものには色彩は関わらない。

だが、この世界に色彩がある以上、服飾も同じである。よって、服飾表現には色彩用語が常に寄り添うことになる。さて、特に平安王朝文学と呼ばれる作品群は華やかな服飾表現がふんだんに使われているという印象が強い。源氏物語絵巻をはじめとする絵巻物の影響なのか、それとも服飾表現が印象に残りやすいのかは分からないが、平安王朝物語といえれば視覚的に華やかな世界であると思われる。実際に、美麗を競っている場面は少なくない。

華やかな服飾表現は、美しい風景描写に並んで物語に絵画的なあでやかさを与える。読んでいるだけで、美しい光景がまぶたの奥に浮かんでくるというのは、人間に与えられた特権であろう。

しかしながら、現代人の我々はいわゆる平安王朝物語を本当に理解できているのであろうか。

作品群に描かれている世界は、現代人の世界とはあまりにも違う。政治状況はもちろんのこと、価値観や美意識もかなり変わってきている。それが良い、悪いではなく、そのことによって我々の平安王朝文学が描く世界はまるで遠い外国のようになっているのではないだろうか。ただ、外国であるのなら現代ならば、その国に行くことも出来る。分からないことは情報を集めさえすればいい。そのための手段はいくらでもある。

しかし、こと自国の古典文学となると状況が変わってしまう。平安王朝文学の成立は単純に考えても千年以上前のことになる。いまとはい識字率も低く、情報は簡単には手に入らなかったし、残せなかった。特に日本は、風俗の面で大規模な変化を遂げている。服飾の面での変化の大きさは、いまだに言うまでもないであろう。

平安王朝物語と呼ばれる作品群に描かれている風俗は、我々現代人に取ってはすでに別の世界の出来事だといっても良いほどかけ離れたものである。服飾の面においても、それは顕著にあらわれている。

元来、人間は衣服を身につける生き物である。そういうものだという認識を持っている人が多い。よって我々は人間の行動について描かされている文章には、文中に明記されてもされなくても服は身に着けているものだと考える。特に人間が行動を起こすときには、裸であることの方がめずらしく、仮にその場合は特殊な状態として明記されるものだという認識を持っている。

服を着ているのが前提なのであれば、服飾について文中で描かずとも読者は着用を疑わない。しかし、それは読者が登場人物がその場面で着用しているであろう服飾を正確に理解しているというさらなる前提の上で成り立っている。描かれない服飾は基本的には「描かなくても理解されている服飾」であるのだ。

「描かなくても理解されている服飾」とは、文章の書き手と読み手が共通の法則を有しているということである。

たとえば、葬儀の場合ならば喪服を着用する。現代社会でも共通の認識であり、大体において、それは黒色である。少なくとも日本では、

喪服は黒である。

したがって、「葬儀に行った」という文章があれば、ほとんどの読者は素直に「喪服を着て行った」と了解する。作者もその了解があればこそ、「喪服を着て葬儀に行った」とは書かない。裏を返せば「喪服を着た」と書けば「誰かが死んだのだ」と理解される。また、仮にここに葬儀に真っ赤な服で現れた人物がいたとしよう。その存在は、他者に強烈な違和感を覚えさせる。そして、その人物に対して、「普通ではない」少なくともこの状況では普通ではない人物と評価を下すはずだ。それらもまた、書かなくともおかしいと気がついてもらえる。使い方は千差万別であるが、とにかく作者と読者の間に共通の法則があるのだから成立するのである。

また、このような限られた場面によらず、着用者のセンスや性格までも表してしまうことがある。これは服飾が日々身に着けるものであるから、自ずから着用者の個性を強く繁栄してしまうためであるが、ここでも作者と読者の間で「これは良い」「これは悪い」という法則が同じであるから成立する。

この法則は書き手と読み手が基本的に同じ時代の人物であれば問題はない。仮に、時代小説であったとしても描きたい時代と書かれた時代の法則に相違があれば、その相違点について説明を加えれば問題は解決するからである。

また、読者が作品の成立より後世の人物であったとしても、その成立もしくは作品が舞台とする時代についての知識を十分に持っていれば、この法則は成立する。

問題は、作品の成立と読み手の生きる時代に隔たりがあり、かつ読み手に作品が描こうとしている時代の服飾の法則に理解がない場合である。読み飛ばされるのならば、そこには大した問題は起こらないだろう。だが、誤った認識で解釈された場合、問題は大きくなってしまふ。服飾表現は文章表現としてはかなり有効な方法である。それゆえ、登場人物の印象をそれだけで規定してしまう可能性がある。ここで誤った解釈で作品を読んでもしまうと、登場人物を書き手が設定していない印象で受け取ってしまう。それは、それだけであれば些細なことであろうが、主要人物であれば、作品の筋を歪めかねない。

服飾表現は服飾用語と色彩用語がどちらも正しく理解されなければ、表現として完成しない。表現として完成していないものを、物語解釈に組み込む事は出来ない。

服飾用語と色彩用語の関係は、基本的には服飾用語があり、それを色彩用語が補強することになる。よって、色彩用語は服飾表現の中でも作者の意図が含まれている可能性が高い。

また、服飾用語の方は服飾に規制のあった時代のことであるから、描かれるにしても、描かれないにしても法令に準拠していることが多い。だが、色彩用語の方は法令として規定されているものがないわけではないが、多くは着用者の裁量に任されているものであるから、かなり自由に使われることになる。物語の中では、作者の裁量に任されているということになる。服飾表現としての効果の大部分を色彩用語が占めていることになる。

だが、色彩用語は服飾用語以上に不明な点が多い。問題の大きな要因は、染色方法が変わってしまったことや当時はあったらしい植物が現在には絶滅してしまっているなどが挙げられる。古代の染色は草木染めが基本であるが、草木染めというのは媒体の種類によって染め上がりに違いが出てくるのである。また、染色に残っている文献を見ても、媒体については記されていないことも多い。

『延喜式』などには、染色名と染料について記されているが、そこには媒体の種類までは記されていない。しかし、全く同じ染料であって

論文審査の結果の要旨

氏 名	高 橋 七 浦 子
論 文 題 目	『源氏物語』における服飾―主として色目を中心として―
要 旨	
本論文は、本論は、第一章「法令から生まれた色彩」、第二章「桜の直衣―光源氏と夕霧―」、第三章「女君の「桜」、第四章「女君の服飾表現～色彩用語から～」、第五章「『源氏物語』における服飾表現のありかた」からなり、「はじめに」と「おしまひ」を冒頭と掉尾にそれぞれ付す。以下、各論の要旨を述べ、若干のコメントを付す。 第一章は、服飾や色目については身分や状況などに応じた様々な規制があり、その規制を遵守することによって集団の成員として認知されることを先ず述べる。ついで、色目をあらわす色名の用例がほとんどなく、あるいは、植物の名を色名に持つ場合はともかく、抽象的な色名をもち、今日、色目を推定することが容易ではない色名として「聴し色」「薄色」「濃色」「今様色」をあげ、この四つの色名の色目について検討を加える。「聴し色」を「禁色」の対ととらえ、「禁色」の対象となる色目を確定することからはじめる。「紅」「深支子（黄丹）」「蘇芳」「紫」「青白椽」「赤白椽」をあげ、どの色目に対する「聴し色」なのか、『源氏物語』にみえる「聴し色」の四つの用例を検討する。玉鬘巻にみえる衣装配りに、光源氏が出家者、空蟬に対して「聴し色」を添えているくたりを重視し、『源氏物語』では「鈍色」の法服に紅花染の赤系統を重ねる傾向が見えることを根拠にして、「聴し色」は「禁色」である「紅」に対するものであるとする。また、須磨で流謫の秋をすごす光源氏の服飾を「聴し色の黄がちなるに、青鈍の狩衣、指貫うちやつれて」とあるのに注目して、紅花染は染色の仕方に応じて黄色に発色する場合があることを踏まえ、「聴し色」は紅花染であることを補強する。他方『政事要略』六十七巻にみえる三善清行の意見封事をはじめとして、貞観以来、「深紅」を「火色」と称し、男女貴賤こそって「深紅」を着用し、そのため度々禁制が出されていたが、「浅紅」は禁制からはずされていた事実を確認して、「聴し色」は浅染の紅、すなわち薄い紅色と結論づける。さて、「今様色」については、『宇津保物語』『源氏物語』『栄花物語』の用例に基づき検討を加え、『源氏物語』柏木巻に女三宮の尼姿を描いて「すぎすぎ見ゆる鈍色ども、黄がちなる今様色着たまひて」とあり、これが空蟬の出家姿と類似することから紅色であろうが、玉鬘巻の衣装配りにおいて、紫上にあてがわれている色目であることも考慮して、爆発的な流行に対して延喜以降着用の禁制が度々出された「深紅」の可能性を指摘するとともに、さらに禁色の「深紅」より濃く染められた色目ではないかとも述べる。「禁色」という法令によって規制された色目から生じた同系の色目を文献に基づいて実証的に論ずる手堅い研究である。なお「薄色」「濃色」について考察が欠けているのが惜しまれる。 第二章は、まず、物語における登場人物の服飾表現が、その人物の身分・地位・人柄・嗜みなどを表し、人物造型の一端を担うことを述べ、ついで、『源氏物語』花宴・行幸巻にみられる「桜の唐の綾の直衣」に着目して、「桜の直衣」の着用例は光源氏とその子、夕霧に限られ、さらに「唐の綾」を生地として用いた「桜の直衣」の着用は光源氏のみであることを指摘する。また光源氏の着用例である花宴・行幸巻の両例にはそれぞれ「あざれたる大君姿」「しどけなき大君姿」と付言されていることにも注視する。また夕霧の着用は若菜上巻にいたって確認され、光源氏の後継者としての内実を夕霧が具備したことを証しているとする。『源氏物語』における「桜の直	
主 査 記 載 氏 名 ・ 印	福 長 進

も、媒体の種類でかなり違う色で染め上がつたりするのが草木染めであるから、確定することが出来ないものも多い。染織の分野の方で、染め上がつたものを文学作品と照らし合わせて比定することもされているが、根拠に乏しいものも多いのが現状のよう

だ。このような問題に阻まれて、色彩用語の研究は『源氏物語』の他の研究に比べて著しく遅れている。伊原昭氏が『色彩用語集成』において各時代での用例をまとめられたが、それが色彩用語研究の頂点となっていて、そこで停滞してしまっている。また、近年の服飾表現の研究の多くは、その色彩用語のみでもって物語解釈に向かおうとしている気がする。しかし、服飾表現として使われている以上、服飾用語と色彩用語が相互に関わっていると考えるべきではないだろうか。

さらに、問題点としては服飾表現だけで物語は成立しているわけではないということである。服飾表現の多くは、物語を豊かにするため、補足するためのものであつて物語そのものを形作ることは少ない。よつて、多少服飾表現に不明があつても、解釈には問題がないということも多々あるのだ。

研究するにあつて、物語解釈に影響のないものはどうしても見過ごされてしまふという傾向にある。しかしながら、作者が描く世界というものは、言葉すべてに意味と意義があるはずだ。

せっかく残された作品なのであるから、書き手の意図を細部まで読み込んで文章を読むのが一番良いのは間違いないのだ。大筋に問題がなければ、作品を理解したことになるわけではない。

よつて、我々は残された数少ない作品を緻密に検証することによつて、書き手が描かんとしている意図をくみ取らなければならない。

以上のことから、本稿では『源氏物語』中の服飾表現において、書き手の意図を読み取れそうな所を緻密に見ていくことによつて、作品世界の理解を多少なりとも深めることを目指すために「桜」「許し色」「今様色」「狩衣」を中心に論じていく。

衣」の限定的な使用は、天皇と臣下の両極のあいだをたえず往還する人生史を余儀なくされる光源氏の存在の二重性を衣装によって象徴していると結論づける。また夕霧は光源氏の臣下としての面を継承するものの、王者としての側面は継承しなかった、それが「桜の直衣」を着用する夕霧の姿を点描するも、「大君姿」とは形容されない所以とする。服飾表現を通して『源氏物語』の主題論を射程に収める意欲作である。

第三章は、『源氏物語』に見える女性の「桜」の着用例に注目する。女性の「桜」の着用は、「幼さ」「かわいらしさ」を表現し、十一例のうち六例までが細長の色目として用いられると述べる。一方、成人女性の、ケの装束である細長着用例は、その女性が男性に垣間見された場面に多く見られることを指摘する。したがって両者の組み合わせである「桜の細長」は、垣間見される未熟で迂闊な女性の表現となるとする。女性の登場人物を植物の名でもってたとえることと、その女性が当座当座に着用する衣装の色目とは必ずしも相即しないことを指摘するなど新見に富んでいる。

第四章・第五章は人物別の衣装着用の用例集である。本来ならば、付録として処理すべきであろう。

本論文は、『源氏物語』の服飾表現や色彩表現について用例の分析を通して明らかにしている。研究方法が未確立の分野で、方法的未熟さ故に議論が十分深められているとは言い難いところも見受けられるが、総じてしっかりとした見取り図のもと対象を処理しているといえる。

以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は、論文提出者、高橋七浦子が博士（学術）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区 分	職 名	氏 名
主 査	教 授	福 長 進
副 査	教 授	林 原 純 生
副 査	教 授	市 澤 哲